

第3節 貸借対照表

貸借対照表は、継続的な会計帳簿の記録から誘導的に作成されるもので、一定の日時ににおける組合の財政状態を明らかにする資産、負債、純資産の対照表である。

貸借対照表に記載される資産の価額は、原則として当該資産の処分価額ではなくて取得価額であり、その貸方は組合資本の調達源泉を示し、その借方はその資本の運用状況を示すもので、これが組合財政状態を表示するといわれるゆえんである。

貸借対照表を作成するに当たっては、企業会計原則に準拠しなければならないが、組合会計における剰余金の配当、持分の計算、加入金、事業別会計等、特殊な会計が必要になる。

組合会計基準は、これらの会計に対して一定の基準を示してきた。

平成19年4月、中協法規則が改正され貸借対照表の表示等に関する規定が設けられたことから、この規定を踏まえて作成することが要請されている。なお、中協法規則第71条には用語の解釈及び規定の適用に関して、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、その他の会計の慣行をしん酌することが規定されており、この「その他の会計の慣行」には組合会計基準の内容が含まれている。

(様式3)

貸 借 対 照 表

平成 年 月 日

円(千円)

(一 資産の部)		(二 負債の部)	
I	流動資産	I	流動負債
1	現金及び預金	×	支払手形
2	受取手形	×	買掛金
3	売掛金	×	前受金
4	短期有価証券	×	転貸借入金
5	商品、製品、原材料等	×	短期借入金
6	前渡金	×	未払金
7	前払費用	×	預り金
8	未収収益	×	未払法人税等
9	貸付金	×	未払消費税等
10	繰延税金資産	×	未払費用

11 その他の短期資産	× × ×	11 前受収益	× × ×
12 貸倒引当金	△ × × ×	12 仮受賦課金	× × ×
流动資産計	× × × ×	13 繰延税金負債	× × ×
		14 その他の短期負債	× × ×
		流动負債計	× × × ×
 II 固定資産		 II 固定負債	× × ×
i 有形固定資産		1 長期借入金	× × ×
1 建物及び建物付属設備	× × ×	2 都道府県等借入金	× × ×
2 構築物	× × ×	3 組合員長期借入金	× × ×
3 機械及び装置	× × ×	4 長期未払金	× × ×
4 車両運搬具	× × ×	5 長期繰延税金負債	× × ×
5 工具、器具及び備品	× × ×	6 退職給与引当金	× × ×
6 土地	× × ×	固定負債計	× × × ×
7 建設仮勘定	× × ×		
有形固定資産計	× × × ×	(三 純資産の部)	
ii 無形固定資産		I 組合資本	× × ×
1 特許権	× × ×	i 出資金	× × ×
2 借地権	× × ×	ii 未払込出資金	△ × × ×
3 商標権	× × ×	出資金計	× × × ×
4 ソフトウエア	× × ×	iii 資本剰余金	
5 電話加入権	× × ×	1 資本準備金	
6 その他の無形固定資産	× × ×	(1) 加入金	× × ×
無形固定資産計		(2) 増口金	× × ×
iii 外部出資その他の資産		資本準備金計	× × × ×
1 外部出資金	× × ×	2 その他資本剰余金	
2 長期保有有価証券	× × ×	(1) 出資金減少差益	× × ×
3 差入保証金・敷金	× × ×	資本剰余金計	× × × ×
4 長期前払費用	× × ×	iv 利益剰余金	
5 長期繰延税金資産	× × ×	1 利益準備金	× × ×
6 その他の資産	× × ×	2 その他利益剰余金	
(1) 特定引当資産	× × ×	(1) 教育情報費用繰越金	× × ×
7 貸倒引当金	△ × × ×	(2) 組合積立金	
外部出資その他の資産計	× × × ×	① 特別積立金	× × ×
固定資産計	× × × × ×	② ○周年記念事業積立金	× × ×
		③ 役員退職給与積立金	× × ×

III 繰延資産		組合積立金計	× × × ×
1 創立費	× × ×	(3)当期末処分剰余金	
2 開業費	× × ×	又は当期末処理損失金	
3 施設負担金	× × ×	当期純利益金額	× × ×
繰延資産計	× × × ×	又は当期純損失金額	(△× × ×)
資産合計	<u>× × × × ×</u>	前期繰越剰余金	× × ×
		又は前期繰越損失金	(△× × ×)
		当期末処分剰余金	<u>× × ×</u>
		又は当期末処理損失金計	(△× × ×)
		その他利益剰余金計	<u>× × ×</u>
		利益剰余金計	<u>× × × ×</u>
		組合員資本計	× × × ×
II 評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金		× × ×	
2 その他評価・換算差額等			
(1)脱退者持分払戻勘定		△× × ×	
評価・換算差額等計		<u>× × ×</u>	
純資産合計			<u>× × × ×</u>
負債及び純資産合計			<u>× × × × ×</u>

(注)

1 重要な会計方針

- ①棚卸資産は、取得原価基準による最終原価法によった。
- ②満期保有目的債券は、償却原価法によった。
- ③その他有価証券は、期末時価で評価し評価差額を、純資産の部その他有価証券評価差額金へ全額資本直入した。繰延税金資産は回収可能性が乏しいため計上しない。
- ④固定資産の減価償却は、建物及び無形固定資産は定額法、建物付属設備・構築物・機械及び装置・自動車陸上運搬具・工具器具及び備品は定額法によっている。
- ⑤退職給与引当金は、職員の期末退職給与要支給額を計上している。
- ⑥長期請負工事については、工事進行基準を適用している。

2 貸借対照表

- ①受取手形割引高 × × × × 円

②受取手形裏書譲渡高		××××円
③保証債務残高	○○口	××××円
④担保提供資産価額	土地	××××円
	建物	××××円
⑤有形固定資産減価償却累計額		××××円
⑥減損損失累計額	土地	××××円
⑦圧縮記帳処理額	土地	××××円
	建物・設備	××××円

3 会計方針の変更

- ①商品については、従来○○法によっていたが、当期○○法に変更した。この変更により購買事業費は××××円増加（減少）した。
- ②機械及び装置については、従来○○法によっていたが、当期○○法に変更した。この変更により生産・加工事業費は、××××円増加（減少）した。

(作成上の留意事項)

- (1)年度末に脱退する組合員がある場合は、当該出資金を未払金に計上し、期末出資金に対する出資口数を事業報告書の期末の出資口数に合致させ、期末出資金について変更登記を行う必要がある。
- (2)特定引当資産については、信託預金、定期預金等その資産の実在を示す科目をもつて掲記し、引当資産である旨を脚注に表示することができる。
- (3)減価償却費、減損損失について、間接法を採用している場合には、個々の有形固定資産の取得価額から控除する形式で表示する。

個々の有形固定資産の取得価額	×××
個々の有形固定資産の減価償却累計額	×××
個々の有形固定資産の減損損失累計額	×××
個々の有形固定資産の圧縮記帳繰入額	×××

(4)未払込出資金のない組合は、払込出資金、未払込出資金の表示をせずに出資金のみの表示でよい。

(5)脚注事項は、できるだけその内容が明らかになるよう記載すること。

(6)財産目録の作成上の留意事項も参照のこと。

(7)本様式は勘定式であるが、報告式によることができる。